

建設工事業者の皆様へ

平成20年5月28日  
豊 田 市

## 建設工事契約条項の改正について（お知らせ）

平成20年6月1日より、現行の「建設工事契約条項」を「豊田市工事請負契約約款」へ改正します。新しい約款は豊田市のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

記

### 1 目 的

工事請負契約の片務性を是正し、契約関係の明確化、適正化を図るため。

### 2 約款改正に伴う契約課への提出書類の変更

- (1) 着手届の提出は、不要となります。
- (2) 工事の一部を他人に請け負わせようとするときは、事前に「工事下請負届」(2部)を契約課へ提出してください。なお、当初提出した「工事下請負届」の内容に変更が生じた場合には、「工事下請負変更届」(2部)の契約課への提出が必要となります。

### 3 施行日

平成20年6月1日以降に契約を締結するものから新約款を適用します。

【例外】

- (1) 平成20年5月に仮契約を行い6月1日以降に本契約を行う工事は、新約款を適用します。
- (2) 「工事下請負届」は、6月1日以降に届出を行う下請負に適用します。(契約締結日は問いません)

問い合わせ

豊田市役所 契約課 工事・工事委託担当  
電話：34 - 6616